

◇ 遺産分割の期間制限

Q : 遺産分割に期間制限が設けられたとか。どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

遺産分割に関する期間制限は、相続税の申告に関する10か月の期限や相続放棄の3か月の期限があります。他方で、改正前民法では、遺産分割協議には、特に期限は設けられていなかったため、相続開始から何年経って遺産分割協議しても特に問題ないとされてきました。

しかし、令和5年施行の改正民法では、特別受益と寄与分の主張をすることができる期間が相続開始の時から10年という内容の期限が設けられることになりました。

特別受益と寄与分は、相続人間の不公平等を解消するための制度ですが、これにより、相続開始の時から10年を経過するとこれらの権利を主張することができなくなりました。

遺産分割協議自体に期限が設けられたわけではありませんが、これらの権利を主張して、有利に遺産分割協議を進めるためには、実質的には10年以内に行わなければならないということです。

なお、改正民法は、令和5年4月1日に施行されていますが、相続開始から10年を経過している事案や施行後すぐに10年を迎えるという事案については、改正民法施行時から5年以内であれば特別受益および寄与分に関する権利を主張することができるようになっています。

